

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 規則
- 福島県事務委任規則の一部を改正する規則
- 福島県指定難病審査会規則

規則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則及び福島県指定難病審査会規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第九十五号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の二号を加える。

二十 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の施行に関する次に掲げること。

- (1) 第六条第一項の規定による申請の受理
 - (2) 第十条第一項の規定による変更の申請の受理
 - (3) 第十五条第一項の規定による更新の申請の受理
 - (4) 第十九条第一項の規定による変更の届出の受理
- 二十一 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）の施行に関する次に掲げること。
- (1) 第十三条第一項の規定による変更の届出の受理
 - (2) 第十六条第一項の規定による申請の受理
 - (3) 第十七条第二項の規定による更新の申請の受理

- (4) 第十九条の規定による変更の届出の受理
- (5) 第二十条第一項の規定による辞退の届出の受理
- (6) 第二十七条第一項の規定による再交付の申請の受理
- (7) 第三十五条の規定による申請の受理
- (8) 第四十四条の規定による辞退の届出の受理

附則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

（行政経営課）

福島県規則第九十六号

福島県指定難病審査会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第八条第一項の規定に基づき設置される福島県指定難病審査会（以下「審査会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 審査会は、二十八人以内の委員で組織する。

（会議）

第三条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審査会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議録の作成）

第四条 審査会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 開催の日時及び場所
 - 二 出席者の氏名
 - 三 会議に付した事案の件名
 - 四 議事の概要
 - 五 その他必要な事項
- 第五条 会議録は、会長及び会長が指名する出席委員二名が署名して確定する。
- 第六条 審査会の庶務は、保健福祉部健康衛生総室健康増進課において処理する。
- （委任）
- 第六条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。
- 附則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される審査会の会議は、第三条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(健康増進課)